

### 3-2. 第三者委託制度の先進的導入事例

## 穂別町水道施設維持管理業委託 [穂別町簡易水道(北海道)]

#### 1. 委託の概要

##### 1) 事業名

穂別町水道施設維持管理業務委託

##### 2) 対象施設の概要

名称	水源種別	浄水能力	認可年月
穂別地区簡易水道	A 表流水	1,027m <sup>3</sup> /日	1985年6月
	B 地下水	546m <sup>3</sup> /日	1959年6月
	C 地下水	227m <sup>3</sup> /日	1965年5月
富内地区簡易水道	地下水	120m <sup>3</sup> /日	1964年5月
豊田地区簡易水道	地下水	63m <sup>3</sup> /日	1967年3月
平丘地区共同井戸他4ヶ所	地下水	74m <sup>3</sup> /日	1976年11月 他

##### 3) 事業の対象範囲

(第三者委託)

取水施設、浄水施設、ポンプ場、配水池、管路の運転・保守点検管理業務等  
給水装置工事設計審査、完成検査

(従来型委託)

検針、集金、開閉栓業務

##### 4) 委託(契約)期間

地方自治法第214条による債務負担行為

5年間：平成15年4月1日から平成20年3月31日まで

##### 5) 委託(契約)金額

30百万円/年

##### 6) 委託方式

第三者委託を含め包括的に委託

##### 7) 事業者選定方法

- ・ 町内中小事業者へ委託管理の情報提供。
- ・ 受託希望会社の資格審査。(経営理念、技術力等)

## 8) 委託先

H有限会社（随意契約）

### 2. 業務を委託した経緯について

水道担当職員は当時3名体制（事務1、技術2）で業務を行ってきっていたが、管理業務を行っていた専門の職員が退職するため、技術者、技術力の低下が問題となったため。

### 3. 検討体制やアドバイザーの有無について

建設課内のスタッフから人選して委託内容、方法について協議し事務分担して進めた。また、事業の企画段階から外部のアドバイザー（コンサルタント会社）からの助言、資料収集の協力を得た。（太田市水道局の契約、仕様書を参考とさせて頂いた。）

### 4. 委託を検討するに当たって良かった点、苦労した点について

従来の業務委託から、水道業務の技術的責任を委託するという性能発注というものの概念を理解することがまず難しかったのと、水道法が改正されて間がなく事例が少ないことからこのようなやり方でよいのかが不安。また、今後安全な水を住民に供給しえるのかが最大の問題点とされた。また、委託先に水道業務経験者がいたため業務の移行はスムーズにおこなわれた。

### 5. 受託者選定に当たって重視した点について

受託者の会社に町水道の技術管理者を経験するOBがいたため、本町の水道については熟知していることから技術的には問題ないとみていた。ただ、高齢化への対応策として次代を担う技術者の養成をすることを急務とした。また、経営基盤が弱く、社員数も多く配置できないため緊急時には町職員も応援することで協力体制を敷くこととした。

### 6. 本事業の実施によって、委託する前との比較について

町職員の1名分の給与、プラス検針費用の一部を受託会社2名分の給与に配分。コスト縮減には特別になっていないが、町内に新しく働くことができる職種が誕生した。

### 7. 委託費の積算（算定）について

前年度の町予算（管理経費）を委託料に配分し設計書を作成した。

### 8. 本事業に関して、発生するリスク（責任）について

注1) 乙は、水道法第4条に規定された水質基準に基づき水質管理を行うものとする。

2) 各管理の危機レベルを下記のように定義する。

・乙が自主的に行う危機管理は、下表で定義する危機レベル1~2の緊急事態

とする。

・危機レベル 3～5 に相当する非常緊急事態の場合は、給水の緊急停止を行う等必要な措置を講じると共に、甲に連絡し指示を仰ぐものとする。

3) 仕様書第 4 条第 7 項に示す「軽微な場合」とは、危機レベル 1～2 の緊急事態であると定義する。

#### 危機レベルの定義

影響度	レベル	定 義
小 ↑ ↓ 大	1	予備系統切替、予備機切替、応急処置、その他代替えにより安全、安定、良質を損なわずに給水可能なレベルの異常、事故、故障
	2	安全、安定を損なわずに給水可能なレベルの異常、事故、故障(含:他機場との相互水運用)
	3	安全は損なわないが、短時間給水圧低下(一部断水)など安定性低下を伴う異常、事故、故障
	4	広範囲に短時間の断水が想定される異常、事故、故障又は安全は損なわないが、長時間給水圧低下(一部断水)など安定性低下を伴う異常、事故、故障
	5	長時間、広範囲に断水が想定される異常、事故、故障。安全性を損なう異常、事故、故障

#### 9. 委託業務の履行状況の確認について

- 1) 年間維持管理業務計画書、完了報告書
- 2) 月刊維持管理業務計画書、完了報告書
- 3) 日報
- 4) 水質検査成績書
- 5) 薬品受け入れ及び補充報告書
- 6) 故障処理簿、苦情処理簿
- 7) 閉開栓一覧表
- 8) 給水装置工事申込書・給水装置工事審査表及び完成検査表

# 太田市浄水場維持管理業委託 [太田市水道局 (群馬県)]

## 1. 委託の概要

### 1) 事業名

太田市浄水場維持管理業務委託

### 2) 対象施設の概要

・渡良瀬浄水場	表流水、井戸水	59,838m <sup>3</sup> /日	平成2年3月
・利根浄水場	井戸水	45,800m <sup>3</sup> /日	昭和51年3月
・藪塚受水場	県浄水受水	タンク容量 6,540m <sup>3</sup>	平成2年4月
・新田受水場	県浄水受水	タンク容量 8,525m <sup>3</sup>	平成2年4月
・尾島南前小屋浄水場	井戸水	46m <sup>3</sup> /日	平成13年3月

### 3) 事業の対象範囲

(第三者委託)・

取水施設、浄水施設、送水施設、配水施設、受水場の運転維持管理業務  
各種定期点検業務(計算機設備、計装設備、無停電電源装置、薬品注入設備、水質監視計器等)

(従来型委託)

管路(導水管、送水管、配水管)、水質検査業務、電気主任技術者、芝樹木等施設管理、汚泥処理業務、PCB保管管理業務

### 4) 委託(契約)期間

債務負担行為による5年間:平成14年4月1日から平成19年3月31日  
単年度契約(段階的包括委託で業務範囲が拡大されるため)

### 5) 委託(契約)金額

平成14年度	141,750,000円	人員の配置
平成15年度	189,000,000円	電気計装設備等の定期点検
平成16年度	238,634,400円	処理工程の水質検査、薬品購入管理
平成17年度	260,639,820円	合併3町施設

### 6) 委託方式

第三者委託を含め包括的に委託

## 7) 事業者選定方式

プロポーザルコンペ方式

## 8) 委託先

(株)明電舎

## 2. 業務を委託した経緯について

浄水場に配属された職員の労務管理の改善を図るため、昭和 55 年浄水場夜間土日祝祭日維持管理業務委託を導入し、平成 11 年水道料金等徴収業務委託の開始後、次の経営改革として、渡良瀬、利根両浄水場の管理を一本化し、かつ職員を削減して業務の効率化を図ることを目的に、浄水場の運転管理を完全委託化する調査検討が開始された。その後、平成 14 年度に渡良瀬浄水場の表流水導入が決定し、より高度の水処理技術の必要性が生じてきました。また、法的根拠による第三者へ業務委託が可能となる水道法の改正が予定されているとの情報を得て、平成 14 年受託水道業務技術管理者を有した民間事業者（第三者）に浄水場の運転管理、維持管理を包括的に行う水道法に基づく委託契約を締結した。

## 3. 検討体制やアドバイザーの有無について

平成 13 年 4 月から水道局長、副局長、総務課長、工務課長、給水課長、浄水課長の 6 名で業務委託検討委員会を発足させ調査検討を行った。(外部アドバイザー 無)

## 4. 委託を検討するに当たって良かった点、苦労した点について

平成 13 年度 ISO14001 の認証取得のため各種点検基準書、記録書、施設設備点検機歴書等の整備が行われ、受託業者の評価に利用できたことは良かったと思う。

## 5. 受託者選定に当たって重視した点について

- ・技術力を重視した。
- ・趣旨説明要求事項 ①水道及び浄水処理全般に対する基本理念、②組織構成及び人員配置、③従事者資格取得状況、④水量管理、⑤危機・施設管理計画、⑥補助業務、の提案内容により技術力を判定した。

## 6. 本事業の実施によって、委託する前との比較について

<費用>

- ・各種定期点検業務は委託範囲の見直しにより約 20%削減されました。(平成 16 年度)

#### <職員数>

・実施後（平成17年度）	課の人数	8人
直営想定 平成13年度の人数	14人+2人	16人

### 7. 委託費の積算（算定）について

委託費の積算要領がないことから、昭和55年に使用した太田市職員採用人件費算定書で算出した。

### 8. 本事業に関して、発生するリスク（責任）について

<リスクの分担表>（平成17年度）

リスクの種類	リスク項目	リスク負担者	
		委託者	受託
事故・災害	8	○	
契約	7		○
財務	2	○	○
労務	3	○	○
政治・経済	3	○	○
社会	4	○	

### 9. 委託業務の履行状況の確認について

- ・月例会議
- ・実行計画書の年間業務計画書チェックリスト、施設毎の評価基準表、生産コスト表、水道事業ガイドラインの業務指標（変数）確認による。（平成17年度）

### 10. その他

- ・施設設備の点検基準表、機歴台帳又は更新判定表等が作成されていれば、民間事業者との引継ぎ確認が容易である。（ISOの取得）
- ・法基準値、自主基準値、機器警報値（最大値2段、最小値2段）の確認、確定ができていれば管理計画は容易に作成でき契約等に反映できる。
- ・第三者委託の導入後、本事業範囲全部を委託する時期が決定されていればなおよいと思う。（太田市は段階的包括委託）
- ・経費節減を第1位に掲げる第三者委託の導入は、水道事業体が民間事業者（受託業者）に責任を問えない状況になる恐れがある。
- ・民間事業者は、法改正時まで水道事業の経験はないことから、水道事業体の研修協力を必要とする。（中規模の水道事業体）

## 11. 導入までのスケジュール

- ・平成13年 4月 業務委託検討委員会発足（局長、副局長、4課長）
- ・ 11月 1日 プロポーザル実施要領決定
- ・ 11月14日 プロポーザル方式による説明会
- ・ 11月29日 第1次ヒアリング
- ・ 12月12日 第2次ヒアリング
- ・ 12月25日 採用決定（通知）
- ・平成14年 1月～3月 契約書、仕様書等の協議
- ・ 3月 1日 受託業者社員浄水場研修
- ・ 4月 1日 平成14年度委託契約締結実施

## 馬入川系統共用施設の管理に関する受託 [横浜市水道局]

### 1. 経緯

馬入川系統共用施設は、昭和 30 年代の急激な人口増加等に伴う水需要を賄うため、横浜市と横須賀市が共同で建設した小雀浄水場を中心とする導水・浄水・配水施設で昭和 40 年から供用を開始した。これらの施設は、両者が水利権比に基づいて持分を所有する一方、施設の維持管理については、稼働当初から、横須賀市が所有する施設も横浜市が一体で管理し、事務の効率化による経費の節減を図ってきた。

この共用施設の管理については、「馬入川系統共用施設の管理に関する協定書」（以下、管理協定という。）等を定め、共用施設の維持、操作、建設改良等の管理方法や経費の経理処理方法及び負担割合等を明らかにしてきた。

その後、平成 13 年 7 月に水道の管理体制の強化を図るため、水道法が改正され、水道事業者による第三者への業務委託が制度化されたことに伴い、平成 14 年 7 月、横須賀市水道事業管理者と「馬入川系統共用施設の管理に関する委託契約書」（以下、委託契約という。）を締結し、第三者委託制度に基づく事業として事業を継続している。

### 2. 委託概要

#### 1) 事業名

馬入川系統共用施設の管理に関する委託

#### 2) 事業内容

「3) 対象施設」にある馬入川系統共用施設の維持、操作その他の管理業務

#### 3) 対象施設

施設区分	施設の名称又は範囲
導水施設	寒川取水ポンプ場から小雀浄水場内揚水ポンプ所着水井までの施設(付帯設備を含む。)
浄水施設	小雀浄水場内各浄水施設(送水ポンプ所及び付帯設備を含む。)
排水処理 設備	小雀浄水場内の各排水処理施設(付帯設備を含む。)
配水設備	小雀浄水場内第一送水ポンプから朝比奈分水池までの送、配水施設(付帯設備を含む。)
電算設備	小雀浄水場電子計算機及び入出力制御装置(原水設備、浄水設備、排水処理設備、配水設備及び各水道の単独施設に含まれるものを除き、遠方監視制御装置を含む。)
受電設備	小雀浄水場内の受変電設備(付帯設備を含む。)



#### ※小雀浄水場の概要

- 水源種別 ダム放流地表水（相模川下流寒川取水堰取水）
- 供用開始 昭和40年3月
- 浄水能力 1,009,200m<sup>3</sup>/日（横浜市764,000m<sup>3</sup>/日、横須賀市245,200m<sup>3</sup>/日）

#### 4) 事業実施体制

「3) 対象施設」にある施設の管理運営は、横浜市が一元管理する。

#### 5) 期間

平成14年7月18日から委託業務の実施体制に変更事由が生じたときまで

#### 6) 管理費

共用施設の管理に要する経費は、共用施設に係る配水量等の比により、横浜市及び横須賀市が負担する。(管理協定)

#### 7) 委託者

横須賀市水道事業管理者

#### 8) 責任の所在及び範囲

受託水道業務技術管理者が負う水道法上の責任（水道法第24条の3第6項のとおり）

### 3. 委託化検討に当たっての課題点

#### ■ 「管理協定」と「委託契約」の関係の整理

管理協定は、委託の対象業務に関する経費の経理処理方法及び負担方法を中心に事務手続きを定めているのに対し、水道法に基づく委託契約は、委託者と受託者における「水道法上の責任」の所在を明らかにすることを目的としている。このように、両者は性格を異にするものであり、従来行われてきた個々の業務委託に対し、新たな制約を設けるものではない。このため、委託契約締結後も、管理協定は従前どおりとした。

#### ■ 水道法上の責任（リスク）に応じた対価の算定

本委託のような官官委託の場合、受託者自らが自らの事業の需要者に対して給水義務を果たす責任がある。このため、委託者と受託者が本来負担するであろうリスクをそれぞれ経費として分解することができなかった。

### 4. 効果

- 設備投資や維持管理に係る経費の軽減化。
- 水道法上の責任の所在の明確化。

**平成 17 年度南足柄市水道施設維持管理業務委託  
[南足柄市上下水道部 (神奈川県)]**

**1. 委託の概要**

**1) 事業名**

平成 17 年度南足柄市水道施設維持管理業務委託

**2) 対象施設の概要**

**①取水施設**

水源名	種 別	水源名	種 別
第 1 水源	湧水	怒田 NO1 水源	地下水
第 2 水源	狩川表流水	怒田 NO2 水源	地下水
第 3 水源	地下水	班目 NO1 水源	地下水
第 5 水源	地下水	班目 NO2 水源	地下水
内山水源	湧水	班目 NO3 水源	地下水
丸太の森水源	湧水	矢佐芝水源	湧水
弘西寺水源	地下水	地藏堂水源	湧水
中丸水源	地下水		

**②浄水施設**

浄水場名	所在地	公称能力	完成年月日	施設内容
矢倉沢浄水場	矢倉沢 1663-2	15,500 m <sup>3</sup> /日	昭和 54 年 10 月	着水池・凝集池・傾斜板沈殿池・急速ろ過池・消毒施設
塚原浄水場	塚原 1139	4,600 m <sup>3</sup> /日	昭和 45 年 3 月	着水井・浄水池・消毒施設
丸太の森浄水池	飯沢 623	110 m <sup>3</sup> /日	平成 2 年 4 月	緩速ろ過池・消毒施設
山崎浄水場	塚原 608	5,000 m <sup>3</sup> /日	平成 10 年 2 月	着水井・浄水池・消毒施設
班目浄水場	班目 273	11,000 m <sup>3</sup> /日	平成 11 年 3 月	着水井・浄水池・消毒施設
上怒田浄水池	竹松 2161	6,000 m <sup>3</sup> /日	平成 12 年 3 月	着水井・浄水池・消毒施設
矢佐芝浄水池	塚原 5107-2	150 m <sup>3</sup> /日	平成 10 年 3 月	着水井・浄水池・消毒施設

### ③配水施設

配水池名	所在地	完成年月日	有効容量	池数
内山配水池	内山 2609-1,-2	昭和 49 年 12 月 平成 7 年 12 月	70 m <sup>3</sup> 230 m <sup>3</sup>	2 池
矢倉沢配水池	矢倉沢 438	昭和 48 年 3 月	800 m <sup>3</sup>	1 池
苜野配水池	苜野 2089-1	昭和 33 年	20 m <sup>3</sup>	1 池
苜野原調圧池	苜野 1346-2	昭和 33 年	12 m <sup>3</sup>	1 池
苜野調圧池	苜野 957-1	昭和 33 年	40 m <sup>3</sup>	1 池
弘西寺配水池	弘西寺 140	昭和 47 年 3 月	3,000 m <sup>3</sup>	1 池
福泉配水池	福泉 341-1	昭和 57 年 3 月	5,000 m <sup>3</sup>	1 池
大雄町配水池	大雄町 1120	平成 2 年 3 月	160 m <sup>3</sup>	1 池
岡本配水池	塚原 2981-1	昭和 44 年 2 月 平成 6 年 3 月	1,500 m <sup>3</sup> 2,000 m <sup>3</sup>	2 池
三竹配水池	三竹 993-2	昭和 35 年 2 月 平成 7 年 2 月	70 m <sup>3</sup> 70 m <sup>3</sup>	2 池
グリーンル配水池	塚原 4828-87	昭和 62 年 3 月	148 m <sup>3</sup>	1 池
グリーンル第 3 調圧池	塚原 4919-158	昭和 62 年 3 月	105 m <sup>3</sup>	1 池
グリーンル第 4 調圧池	塚原 4871-65	昭和 62 年 3 月	82 m <sup>3</sup>	1 池
丸太の森配水池	飯沢 643	平成 2 年 4 月	45 m <sup>3</sup>	1 池
青年の家配水池	広町 1520	平成 2 年 4 月	25 m <sup>3</sup>	1 池
五本松配水池	大雄町 1209	平成 2 年 4 月	18 m <sup>3</sup>	1 池
山崎浄水場配水池	塚原 608	平成 8 年 9 月	1100 m <sup>3</sup>	1 池
怒田配水池	怒田 1546	平成 11 年 3 月	3500 m <sup>3</sup>	1 池
上怒田浄水池	竹松 2161	平成 12 年 3 月	500 m <sup>3</sup>	1 池
地蔵堂配水池	矢倉沢 2670-3	昭和 38 年 11 月	15 m <sup>3</sup>	1 池
地蔵堂調圧池	矢倉沢 2381-2	昭和 52 年 3 月	12 m <sup>3</sup>	1 池
矢佐芝配水池	塚原 5053-2	昭和 50 年	22 m <sup>3</sup>	2 池

### 3) 事業の対象範囲

(第三者委託)

上記対象施設の運転維持管理業務・保守点検業務及び水質管理業務

(従来型委託)

上記対象施設の清掃業務

#### 4) 委託（契約）期間

1年間（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）

#### 5) 委託（契約）金額

64百万円

#### 6) 委託方式

第三者委託を含め包括的に委託

#### 7) 事業者選定方法

指名競争入札

#### 8) 委託先

(株)東芝首都圏南支社

### 2. 業務を委託した経緯について

- 1) 人事異動等にもとめない職員の専門的知識・技能修得に相当の期間と育成経費の問題。
- 2) 従来は運転業務・機器点検業務・水質検査業務・施設清掃業務等を単独に委託発注していたことにより責任範囲が不明確であったため。
- 3) 民間の技術力・経営ノウハウの活用により技術力の向上及び運営コストの縮減を図った。
- 4) これまでの緊急時の対応として、警報ブザーが鳴った段階で守衛から自宅待機している担当職員に対しポケットベルで知らせた後、担当職員が庁舎に直行する体制をとっていたが、第三者委託実施後、受託者が常時待機していることから迅速な対応が可能となった。

また、災害時においては、受託会社における全社的なバックアップ体制を採ることにより、広域的な支援体制の構築が可能となった。

### 3. 検討体制やアドバイザーの有無について

水道課長を中心に職員により第三者委託の検討を実施した。なお、不明な点は既に第三者委託を実施していた事業体から助言を得た。

### 4. 委託を検討するに当たって良かった点、苦労した点について

委託仕様書・委託契約書の作成あたり、第三者委託業務の前例が少ないため内容検討に苦慮した。

## 5. 委託者選定に当たって重視した点について

本市の水道施設に機器等の納入実績のある業者とその技術力及び有資格者（受託水道技術管理者）の有無により判断した。

## 6. 本事業の実績によって、委託する前との比較について

- ・ 職員の削減（浄水担当）

第三者委託	市が実施した場合	効果
15名	18名	3名（16.7%）

- ・ コスト削減効果（職員の経費含む）

第三者委託	市が実施した場合	効果
64百万円	93百万円	29百万円（31.2%）

## 7. 委託費の積算（算定）について

見積り及び水道企業団の歩掛りを参考に、水質検査業務・維持管理業務・保守点検業務・清掃業務等を個々に積算し、設計額を決定した。

## 8. 本事業に関して、発生するリスク（責任）区分について

自然発生リスク（地震・台風・落雷等）・・・市対応

人的発生リスク（不適切運転等）・・・受託者対応

\*ただし事故発生時には両者の協議による。

## 9. 委託業務の履行状況の確認について

提出書類	確認内容	提出期日	備考
業務履行計画書	年間の業務計画の確認	契約後直ちに	水質検査計画含む
水道施設維持管理業務日誌等	毎日の水道施設点検業務内容の確認	毎日	
月例業務報告書	毎月の水道施設点検業務内容の確認	毎月	
年間業務報告書	年間の水道施設点検業務内容の確認	年間業務完了後	
警報発報等事故報告書	機器類等の異常時の対応確認	随時	

\*その他水質検査・施設修繕・清掃業務・電気計装保守点検業務等は施行後、報告書（写真含む）にて確認する。

## 10. 導入後の問題点について

受託者側にとって点検業務・清掃業務等に対し不慣れであるため、当初は運転操作の立ち会いが必要であった。現在の状況（平成18年度）としては、受託者が変更となったため、引き続き運転操作の立ち会いが必要な状況である。

## 11. その他

業務内容の一部に浄水場から発生する汚泥処理業務があり、当初設計時点では前年度の処理量を参考に計上しているため、実処理量に合わせた精算行為が必要な場合がある。しかし、今後は事務量の簡素化を考慮し、契約時点で数量（金額）の上下限を決め精算行為を必要としないケースを仕様書等に明記することが望ましいと考えられる。

なお、平成18年度からは、受託水道事業者としてより一層の自覚と責任を持たせ、また、安心して業務に取り組み、より安定した運転が出来る事を目的とし複数年（3年間）とする。

最後に、受託者・委託者という立場だけではなく、同じ水道事業者としての信頼関係が第三者委託業務には重要と考えます。

## 12. 導入までのスケジュール

年 月	検討内容
平成17年6月	第三者による水道維持管理の理解と整理
平成17年7月	民間委託の基本方針・期待する効果
平成17年9月	予算（案）作成・業務内容の検討・責任分解点の検討
平成17年10月	複数年契約等の検討
平成18年1月	仕様書・契約書作成
平成18年3月	財政課調整（入札方法・業者選定・有資格者の確認）
平成18年4月	入札・契約

## 三次市浄水場等維持管理業務委託 [三次市水道局 (広島県)]

### 1. 委託の概要

#### 1) 事業名

三次市浄水場等維持管理業務委託

#### 2) 対象施設の概要

- ・寺戸浄水場及び関連施設
- ・向江田浄水場及び関連施設

#### 3) 事業の対象範囲

(第三者委託)

対象施設の運転運用業務・保全点検業務

対象施設に関する非常緊急時の対応業務・水質管理業務

(従来型委託)

来訪者に対する応対・電話対応

遠方監視システム設置業務

#### 4) 委託(契約)期間

5年5ヶ月間：平成14年11月1日から平成20年3月31日まで

#### 5) 委託(契約)金額

155.2百万円

#### 6) 事業方式

第三者委託を含め包括的に委託

#### 7) 事業者選定方法

技術提案型競争入札

#### 8) 委託先

(株)ジャパンウォーター

### 2. 業務を委託した経緯について

民間委託できるものは、分野に限らず委託するという行政改革の基本姿勢による。水道法の改正により第三者委託を実施することとした。

### 3. 検討体制やアドバイザーの有無について

水道局内で研究討議を行った。

### 4. 委託を検討するに当たって良かった点、苦労した点について

当該事業の対象業務の内容を決定することと委託業者選定に苦労した。

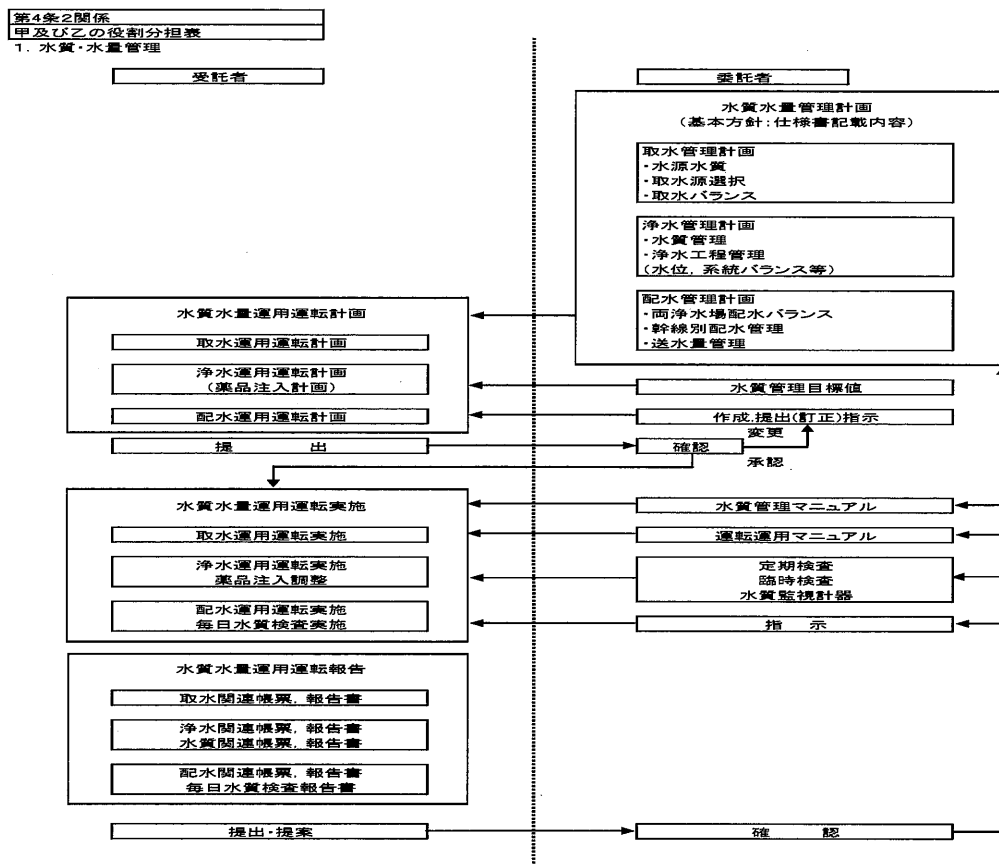
### 5. 受託者選定に当たって重視した点について

次の3点を重視し選定に当たった。①水道施設全般の運転管理の実績が十分にあり、また、受託水道技術管理者の設置や緊急支援体制の構築等、技術面・体制面の双方において速やかな対応が可能であること。②業務の実施にあたり、ライフサイクルやバリューエンジニアリング等の概念導入を常に心がけ、運営効率化、経営効率化に寄与する能力を有していること。③水道事業の重要性・継続性の観点から、確固たる経理的基礎を有する。

### 6. 本事業の実施によって、委託する前との比較について

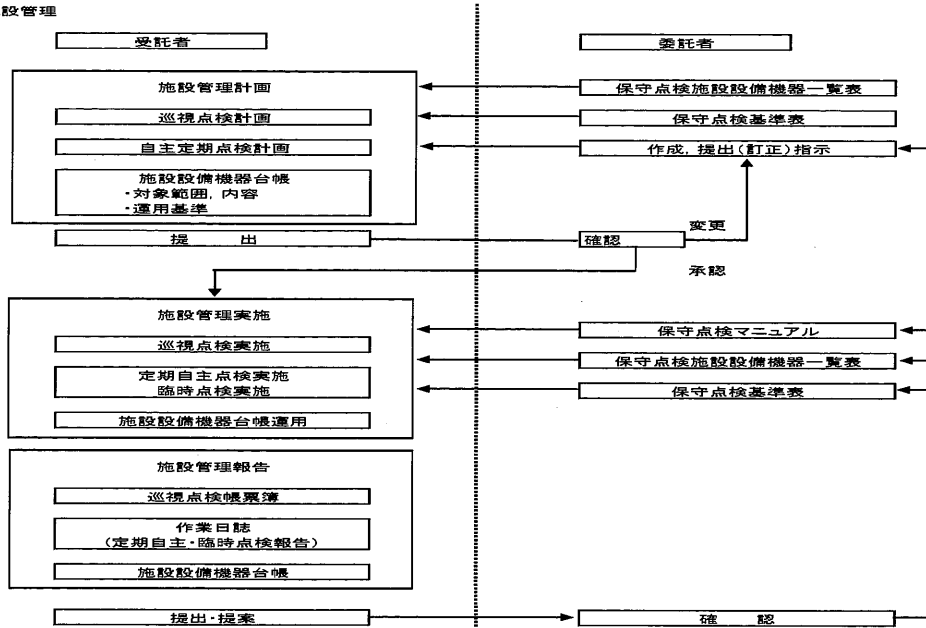
年間約3千万円(約50%)の節約ができています。

### 7. 本事業に関して、発生するリスク(責任)について

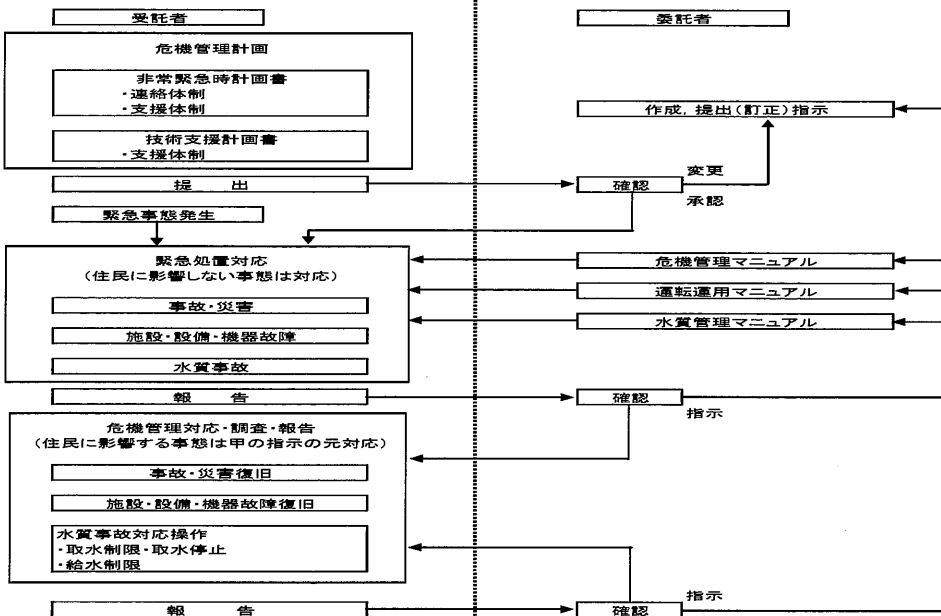




2. 施設管理



3. 危機管理



## **8. 委託業務の履行状況の確認について**

年間・月間計画の提出，終了報告により検査し，毎月業務報告会を実施している。

## **9. 導入後の問題点について**

浄水業務について精通した職員が少なくなるため，引継ぎに支障をきたさないようにすること。

## **10. その他**

現在では委託する機関が増加しており，いろいろなケースをみることができると思いますので，委託内容を検討することによって委託方法等決められれば良いと考える。

## **11. 導入までのスケジュール**

次ページのとおり

年	2002年						2003年			2004年											
	平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成16年度											
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月			
ドキュメント																					
業務	浄水場等施設民間委託化調査			民間委託準備			議 会			債務負担行為議決			合併協議			4月1日市町村合併					
	浄水場等施設民間委託化調査			民間委託準備			議 会			債務負担行為議決			合併協議			4月1日市町村合併					
業務	視察 業務の洗出			機能発注業務委託書作成			性能発注に基づく提案書の提出			見積の請求			寺戸浄水場・各ポンプ所集中管理システムの構築			監視機器の設置			二次市上下水道業務委託開始		
	山福 浄水場の洗出 各種レポートのまとめ			機能発注業務委託書作成			性能発注に基づく提案書の提出			見積の請求			寺戸浄水場・各ポンプ所集中管理システムの構築			監視機器の設置			二次市上下水道業務委託開始		
フレッシュ水道課(室)	浄水係廃止に伴う配置			浄水係廃止検証必要なら配置の見直し			11月からの施行期間に備え、浄水担当の人員及び配置の検討			本委託に備え、浄水場からのデータ分析・活用方法検討			三次市上下水道事業民間委託の状況を見ながら旧町村の簡易水道事業の設備調査と委託業務の検討を行う								
	浄水係廃止に伴う配置			浄水係廃止検証必要なら配置の見直し			11月からの施行期間に備え、浄水担当の人員及び配置の検討			本委託に備え、浄水場からのデータ分析・活用方法検討			三次市上下水道事業民間委託の状況を見ながら旧町村の簡易水道事業の設備調査と委託業務の検討を行う								

## 浄水施設等維持管理業務委託 [田布施・平生水道企業団(山口県)]

### 1. 委託の概要

#### 1) 事業名

田布施・平生水道企業団 浄水施設等維持管理業務委託

#### 2) 施設の概要

浄水場 1 箇所、取水施設 3 箇所、配水池 3 箇所、ポンプ所 8 箇所

#### 3) 事業の対象範囲

浄水場、取水施設、配水池、ポンプ所の運転・維持管理業務  
(薬品、電力、消耗品等のユーティリティも含む)

#### 4) 委託(契約)期間

5年間4ヶ月 : 平成15年12月1日 から 平成21年3月31日  
ただし、15年12月1日から平成16年3月31日までは、  
習熟期間とする。

#### 5) 委託(契約)金額

241百万円

#### 6) 事業方式

第三者委託

#### 7) 事業者選定方法

プロポーザル随意契約方式

#### 8) 委託先

(株)スーパーウォーター

### 2. 業務を委託した経緯について

- ① 広域水道企業団からの受水や浄水場の移転建設で経営環境が非常に困難になったためコストの削減を図るため
- ② 田布施町、平生町両町の出向職員で構成されているので、定期的な人事異動に

より専門技術者の育成が困難なため

- ③ 職員による宿・日直勤務体系の労務改善の指摘を受けたため。

### 3. 検討体制やアドバイザーの有無について

委託の選定に当たって、企業団職員 5 名と民間から学識経験者 2 名を加えて、計 7 名でプロポーザル審査委員会を設置した。

### 4. 委託を検討するに当たって良かった点、苦労した点について

提案書と見積金額で選定する予定であったが、提案書だけでは内容の優劣の判断がつきにくいので、プレゼンテーションとヒアリングを行った。

### 5. 受託者選定に当たって重視した点について

見積金額ではなく、受託業務の運転・管理の基本的な考え方・姿勢・技術力や突発事故に対応する対策および施設のセキュリティー対策を重点に行った。

### 6. 本事業の実施によって、委託する前との比較について

#### 1) 突発事故等により緊急支援体制

緊急時における支援体制が構築されていることから前提に業務委託を行って  
いるため、事故発生時の広域的支援体制が確約された。

#### 2) バリューエンジニアリングの導入

設備機器の保守・点検に基づく修繕計画の策定を行うことができ、予算の平  
準化及び予算策定の見通しが容易になった。

#### 3) 労務管理

職員による浄水場の運転管理は、1 年 365 日休み無しの運転であるため、  
宿・日直等の労務管理が困難であったが、この問題も解消された。

#### 4) IT 技術の導入

配水池、ポンプ所の監視カメラ等の導入により監視体制が強化された。

#### 5) コスト削減効果 (5 年 4 ヶ月間)

直接実施の場合：323 百万円

委託実施の場合：223 百万円

削減効果：100 百万円 (30.96%)

### 7. 委託費の積算 (算定) について

積算については、委託費の大部分を占めるユーティリティが年度ごとに変わってい  
るので、3 カ年の決算書および予算書の平均値で算定した。

## 8. 本事業に関して、発生するリスク・(責任) について

下記のとおり、契約時にリスク分担表を作成し、契約書に添付している。

リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			委託者	受託者
共通	内容変更リスク	本事業の業務範囲の縮小、拡充等	○	—
	契約締結リスク	委託者の責めにより選定業者と契約を結べない。または契約手続きに時間を要する。	○	—
		受託者の責めにより選定業者と契約を結べない。または契約手続きに時間を要する。	—	○
		本事業の契約に関する議決が得られない	○	—
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更	○	—
	第三者賠償リスク	委託期間において、受託者の責めによる水質・水量・水圧・給水等の悪化	○	○
	住民問題リスク	本事業を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、提訴等	○	—
		上記以外のもの	○	○
	事故の発生リスク	受託者の責めによる事故の発生	—	○
		上記以外(不可抗力)による事故の発生	○	—
	環境保全リスク	委託期間での環境に影響をおよぼす場合等	○	○
	事業中止・延期に関するリスク	委託者の指示、議会の不承認によるもの	○	—
		委託者の債務不履行によるもの	○	—
受託者の事業放棄、破綻によるもの		—	○	
物価変動リスク	委託期間のインフレ・デフレ	○	○	
不可抗力リスク	異常気象、暴動、濁水、その他天災等による計画変更・中止・延期	○	—	
運転・維持管理	計画変動リスク	事業内容・用途の変更に関するもの	○	—
	水量・水質変動リスク	要求水準を満足できない場合に係る経費の増加	—	○
		上記以外のもの	○	—
	経費上昇リスク	受託者の責めによる要因で増大する経費	—	○
		上記以外のもの	○	—
	施設損傷リスク	要求水準を満足できない場合に係る経費の増加	—	○
		上記以外のもの	○	—
突発修繕費の増大	受託者の責めによる修繕費の増大	—	○	
	上記以外のもの	○	—	
一般損害リスク	突発的に発生した損害	○	○	

## 9. 委託業務の履行状況の確認について

- ① 別紙のとおり年度別、月別報告書の提出を求めている。
- ② 朝礼により本日の作業内容の報告・連絡

## 10. 導入後の問題点について

- ① 職員の定期人事異動により職員が変わり、民間委託を総括するものがいなくなる。
- ② プロポーザルで発注したので、5年後の契約更新時のマニュアルを作成していないため、どのように進めたら良いか思案している。

## 11. 導入までのスケジュール

日付	名称	内容
平成14年12月4日	水道企業団 12月定例議会	水道事業効率化に関する業務委託補正予算計上(可決)
平成14年12月27日	水道事業経営効率化に関する調査・検討業務委託	委託業務契約(株)ジャパンウォーター
平成15年3月26日	水道事業経営効率化基本計画書業務完成	委託業務完成図書提出
平成15年4月24日	受託関係企業へ会社概要の依頼	受託業者の洗い出し(8社)
平成15年7月23日	プロポーザル審査委員会(第1回)開催	業者選定、選定要項、選定基準の確認
平成15年7月29日	現場説明の案内書送付	選定業者4社へ送付
平成15年8月5日	現場説明	選定業者4社に説明
平成15年8月19日	質問事項受付締切	3社より質問
平成15年8月21日	質問事項の回答書送付	各社へFAX送付
平成15年9月10日	提案書&見積書提出締め切り	3社より提出、1社辞退
平成15年9月19日	プロポーザル審査委員会(第2回)開催	提案書の審査、評価基準、プレゼンテーションの実施
平成15年9月24日	提案書のプレゼンテーションの案内送付	
平成15年10月1日	プロポーザル審査委員会(第3回)開催	各社によるプレゼンテーション及びヒアリングの実施
平成15年10月2日	プロポーザル審査委員会(第4回)開催	提案書の再審査
平成15年10月15日	プロポーザル審査委員会(第5回)開催	最優秀提案者の決定、委託契約の進め方等
平成15年10月23日	水道議会全員協議会	事業者選定の経過、審査結果の報告、議決
平成15年10月23日	審査結果の公表	各社選定業者へ審査結果の通知(FAX)
平成15年11月13日	プロポーザル審査委員会(第6回)開催	業務委託契約書及び仕様書の確認
平成15年11月18日	最優先交渉権社との契約交渉成立	(株)スーパーウォーターに決定
平成15年11月27日	水道臨時議会	補正予算の計上及び債務負担行為の議決
平成15年12月1日	業務委託契約締結	委託期間:平成15年12月1日から平成21年3月31日
平成15年12月1日	受託業者 習熟期間開始	習熟期間:平成15年12月1日から平成16年3月31日
平成16年4月1日	浄水場 全面委託	

## 丸山浄水場運転管理業務委託 [薩摩川内市水道局 (鹿児島県)]

### 1. 委託の概要

#### 1) 事業名

薩摩川内市丸山浄水場運転管理等業務委託

#### 2) 対象施設の概要

(丸山浄水場)

水源種別：河川表流水 浄水能力：26,400 m<sup>3</sup>/日

稼動開始年月：平成4年6月

#### 3) 事業の対象範囲

(第三者委託)

##### ① 施設（設備・機器を含む）の維持管理

浄水場にかかる取水施設から、導水、浄水、送水、配水、排水施設、及び電気計装、機器・水質計器類の日常点検と運転管理業務

##### ② 水質管理（原水・浄水）

自動水質監視装置のデータ監視を行い、日常運転に必要なデータ管理及び異常発生時の対処方法を危機管理マニュアルをもって処理する。

##### ③ その他

各水道施設の取水・送水施設・配水施設の維持管理並びに軽微な修理調整業務  
(従来型委託)

##### ④ 電話通報その他漏水通報等の事務処理、場内緑地管理

#### 4) 委託（契約）期間

1年間：平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

#### 5) 委託（契約）金額

29.4百万円

#### 6) 事業方式

第三者委託を含め包括的に委託

#### 7) 事業者選定方法

指名競争入札



## 8) 委託先

月島テクノメンテサービス(株)

## 2. 業務を委託した経緯について

- ① 当市の若手職員を短期間に全庁的な仕事を経験させるという人材育成方針により、5年未満の技術職員が大半を占めることになり、専門的水道技術職員の育成が難しくなり、技術者不足・技術力の低下が問題になってきた。
- ② 市長部局からの出向職員にとって、浄水場の勤務体制は不規則勤務であった。
- ③ 水道法の改正を受けて業務委託による経費節減等を期待した。

## 3. 検討体制やアドバイザーの有無について

水道局内に準備委員会を設置し委託すべき業務内容等の研究討議を行った。

その後、選考委員会を設置して委託先の選定方法についても十分な検討を行った。

## 4. 委託を検討するに当たって良かった点、苦労した点について

(良かった点)

水道法の改正を受けて、早い段階から第三者委託準備委員会を設置し研究討議を行ったことによりスムーズに導入が図れた。

(苦労した点)

委員会で選定した事業者から業務提案書を徴収したが、提案内容の審査(評価)等について明確な基準がなかったため、独自の評価基準を作成し最終的に総合評価を出すまで大変苦労した。

## 5. 受託者選定に当たって重視した点について

浄水場等上水道施設の受託実績があり、地域特性を生かした高度な技術の提供を期待して九州管内に事業所があるメンテナンス業者とした。また、緊急時の応援体制等を考慮して近隣に受託している施設があることとした。

技術力の判定に当たっては、浄水場の受託実績や経験及び水道技術管理者等の水道関連資格者数・水道関係社員数等により判断した。

## 6. 本事業の実施によって、委託する前との比較について

### ① コスト削減効果

(費用) 直営時：職員及び嘱託員経費 38,300千円

委託後：委託料 29,400千円 8,900千円(約23%)の削減

(職員) 直営時：職員4名 嘱託員3名

委託後：職員0名 嘱託員0名

## ② 施設維持管理体制の強化

委託業者にはそれぞれの分野の専門資格者がおり、専従業務であるため日常管理等これまでより質の高い管理が可能となった。

## 7. 委託費の積算（算定）について

厚生労働省歩掛に積算要領等がないため、（社）日本下水道協会発行の下水道施設維持管理積算要領（第2章）業務委託費を参照し地域補正等を行い算定した。

## 8. 本事業に関して、発生するリスク（責任）について

- ① 河川への油流出事故については、受託者への責任はなく委託者側で対応する。
- ② 油流出事故等の事故発生広報後、受託者の不注意等により場内へ流入して生じた事故等については、受託者の責任となる。
- ③ 漏水事故や水圧低下等の緊急時対応は、受託者の責任はなく、緊急通報連絡網により委託者（担当職員）へ連絡して委託者側で対応する。
- ④ 自然災害については、受託者に責任はないが、協力体制をとり委託者に協力する。
- ⑤ 受託者の責めによる事故の場合、双方協議の上対処するが受託者の責任は免れない。

## 9. 委託業務の履行状況の確認について

毎日受託者の責任者が前日の運転日報や毎日点検（水質）結果等を持参して担当係長へ報告及び指示をうけている。

その他、緊急時はその都度担当職員と連絡を取り指示を受けている。

## 10. 職員の処遇について

従来、職員4名、嘱託員3名で委託対象の浄水場の運転管理業務を行ってきたが、第三者委託実施後、水道局側で当該浄水場の運転管理業務を行う職員は0名となっている。なお、委託対象業務に従事していた職員の処遇については、市長部局への異動した他、受託者に対する指導・監督、水道技術を継承するため後任の指導に当たっている。

## 11. 導入後の問題点について

委託後は、職員の浄水場水処理プロセスの専門技術者養成が不可能になり、非常時の体制を受託者に頼らざるおえない状況である。

今後、水道局として受託者の業務監督が可能な「浄水施設の専門職」の養成は必要不可欠となる。

## 12. 導入までのスケジュール

次ページのとおり

年度	14						15					
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
事項	(浄水場運転業務等第3者委託準備委員会)						(浄水場運転業務等委託業者選考委員会)					